

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とトヨタS&D西東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、乙が甲に電動車両等を貸与することにより、甲による円滑な応急対策の実施を図ることを目的とする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に貸与する電動車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 電気自動車
- （2） プラグインハイブリッド車
- （3） 前2号に掲げる電動車両からの外部給電に必要な機器
- （4） 第1号及び第2号に掲げる電動車両の充電に必要な設備

（貸与の要請）

第3条 甲は、前条に規定する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙に対し、災害時における電動車両等の貸与要請書（第1号様式）により要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定により電動車両等を貸与するときは、その種類及び数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により電動車両等の引渡しを行ったときは、甲に災害時における電動車両等の貸与通知書（第2号様式）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、当該電動車両等の引渡しの日から起算して1週間を経過する日までとする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合において甲及び乙で協議し、合意したときは、この限りでない。

(電動車両等の返却)

第6条 甲に貸与した電動車両等の返却方法は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る電気代、燃料代、消耗品等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第8条 貸与期間中において、甲の責めに帰すべき事由により第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害は、甲が補償の責任を負うものとし、いずれの責めに帰すべきか不明な場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。ただし、当該損害の補償に保険が適用される場合は、次条の規定によるものとする。

(保険)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険（以下「保険」という。）に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、直ちに乙へその旨を連絡し、当該保険の適用を受けるとする。

2 保険を適用した場合において、別途費用が生じたときは、原則として甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第 10 条 甲は、貸与を受けた電動車両等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、立川市内で使用すること。
- (3) 故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡すること。

(電動車両等の管理)

第 11 条 甲は、貸与期間において、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書(第 3 号様式)により相互に報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中において、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

- 2 前項の規定による防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力による免責)

第 15 条 激甚な天変地異、戦争、内乱又は暴動、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、労働争議、輸送機関又は通信回線の事故、交通の途絶、施設又は設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、甲及び乙は、責任を負わないものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2箇月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 6月 8日

甲 立川市泉町 1156 番地の 9
立川市
代表者 立川市長 清水 庄平

乙 東京都福生市志茂 215 番地
トヨタ S & D 西東京株式会社
代表取締役社長 田村 勝彦

第1号様式（第3条関係）

トヨタS&D西東京株式会社 御中

立川市長

（公印省略）

災害時における電動車両等の貸与要請書

災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和4年6月8日締結）

第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。

種 類 及び 数 量	
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
担 当 者	部 署
	氏 名
	電話番号
	FAX番号
	メ ー ル
そ の 他	

第2号様式（第4条関係）

立川市長 殿

トヨタS&D西東京株式会社

代表取締役社長

災害時における電動車両等の貸与通知書

年 月 日付けで要請のあった貸与について、災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和4年6月8日締結）第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

種 類 及び 数 量	
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
担 当 者	部 署
	氏 名
	電話番号
	FAX番号
	メ ー ル
そ の 他	

年 月 日

様

連絡担当部署報告書

災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和4年6月8日締結）

第12条の規定により、次のとおり報告します。

第1順位	部 署
	氏 名
	電話番号
	FAX番号
	メ ー ル
第2順位	部 署
	氏 名
	電話番号
	FAX番号
	メ ー ル
第3順位	部 署
	氏 名
	電話番号
	FAX番号
	メ ー ル

※電話番号については、緊急時においても使用できるものとする。